

知的財産戦略の進捗状況

知的財産推進計画 2007 参考資料

2007年5月31日

知的財産戦略本部

目次

第1章 知的財産の創造.....	1
(1) 大学知的財産本部.....	1
(2) 技術移転機関(TLO).....	1
(3) 大学の特許取得件数等.....	2
(4) 大学における知的財産の管理.....	3
(5) 知的財産関連費用の支援.....	4
(6) 知的財産を軸とした産学連携の推進.....	5
(7) 研究における特許使用の円滑化.....	8
(8) 特許・論文情報統合検索システム.....	8
(9) 職務発明.....	8
(10) 技術戦略マップの作成.....	8
第2章 知的財産の保護.....	9
<保護の強化>.....	9
(1) 知的財産高等裁判所の発足.....	9
(2) 紛争処理機能の強化.....	9
(3) 特許審査の迅速化・効率化.....	9
(4) 質の高い特許出願の促進.....	11
(5) 利用者の利便性向上.....	12
(6) 知的財産権制度の強化.....	13
(7) 農林水産省知的財産戦略本部.....	15
(8) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化.....	15
(9) 世界特許システムの構築に向けた取組.....	15
(10) 知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議の設立.....	16
(11) 知的財産関連法の英訳.....	16
(12) TRIPS協定の改正.....	16
<模倣品・海賊版対策>.....	17
(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」.....	17
(2) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ.....	17

(3) 外国市場対策.....	17
(4) 水際対策.....	20
(5) 国内対策.....	22
(6) インターネットオークション対策.....	23
(7) 政府内の連携の強化.....	24
(8) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化.....	24
第3章 知的財産の活用.....	25
< 知的財産の戦略的活用 >	25
(1) 知的財産の活用状況.....	25
(2) 知的財産の情報開示.....	25
(3) 知的財産の価値評価.....	25
(4) 知的財産信託.....	26
(5) 企業のライセンス活動の円滑化.....	26
(6) 特許流通促進事業.....	27
(7) 知的財産担保融資.....	27
(8) 独占禁止法違反事件の処理	27
(9) イノベーション促進のための知財活用の円滑化.....	27
< 国際標準化活動の強化 >	28
(1) 「国際標準総合戦略」の策定.....	28
(2) 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の策定.....	28
(3) 産業界の意識改革に向けた取組	28
(4) 国際標準化支援センターの設置	29
(5) 情報通信分野における標準化活動の強化.....	29
(6) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定.....	29
(7) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定.....	29
(8) 関係府省庁連絡会の設置.....	29
(9) 国際標準化機関における知的財産権の取扱いルールの発効	29
< 中小・ベンチャー企業の支援 >	30
(1) 「知財駆け込み寺」の設置	30
(2) 支援制度の拡充	30
(3) 知的財産権に関する行動指針の策定.....	31

(4) 「知的財産、企業秘密保持への指針」の策定	31
(5) 関連法の制定.....	31
< 知的財産を活用した地域振興 >	31
(1) 地域知的財産戦略本部	31
(2) 地方公共団体の知的財産戦略.....	32
(3) 知的クラスター創成事業、産業クラスター計画.....	32
(4) 地域資源の活用支援.....	33
第 4 章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり.....	34
< 世界最先端のコンテンツ大国の実現 >	34
(1) コンテンツ市場の規模	34
(2) デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備	34
(3) 海外展開の促進	36
(4) コンテンツ人材の育成	38
(5) コンテンツに関する研究開発の推進.....	39
(6) コンテンツの制作と投資の促進	39
(7) コンテンツ促進法の的確な運用	41
(8) ロードマップの策定と実施	41
< ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進 >	41
(1) 豊かな食文化の醸成.....	41
(2) 多様で信頼できる地域ブランドの確立	43
(3) 日本のファッションの世界ブランドとしての確立.....	43
(4) 日本の魅力の海外発信	44
第 5 章 人材の育成と国民意識の向上	46
(1) 知的財産人材育総合戦略の決定.....	46
(2) 知的財産人材育成推進協議会の設置.....	46
(3) 弁理士.....	46
(4) 知的財産に強い弁護士	47
(5) 経営者等への研修・啓発.....	47
(6) 大学における取組.....	48
(7) 大学等への支援事業.....	49

（ 8 ） 研修機関における取組	50
（ 9 ） 知財人材スキル標準	50
（ 10 ） 民間検定.....	50
（ 11 ） 裾野人材.....	51
（ 12 ） 民間機関における若年層に対する創造性をはぐくむ教育	51
第 6 章 これまでに成立した知的財産関連法等一覧.....	52
第 7 章 施行の状況.....	54

第1章 知的財産の創造

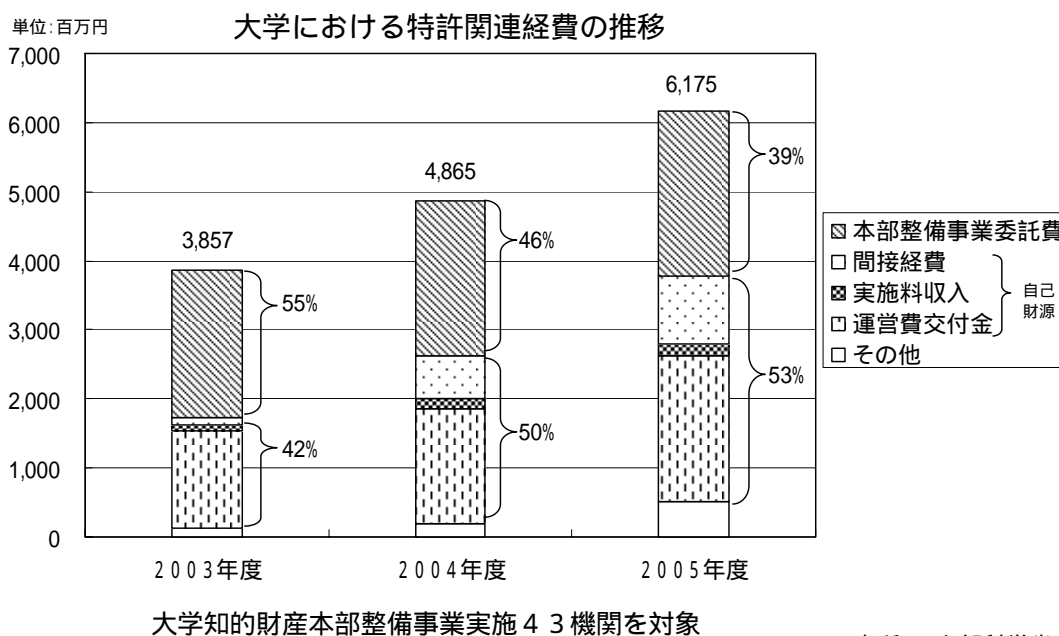
(1) 大学知的財産本部

2003年7月、大学の知財の管理・活用を戦略的に実施するため、「大学知的財産本部整備事業」実施機関として全国で43の大学知的財産本部が発足した。

また、2005年7月に、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」として、6大学が選定された。

さらに、国際機能の強化を図るべく、2006年8月に、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会において「審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～」が取りまとめられた。これを受けて、2007年4月に、「国際的な産学官連携の推進体制整備」選定機関として12件、「特色ある国際的な産学官連携の推進機能支援プログラム」選定機関として5件が選定された。

これらの取組の結果、大学における特許関連経費（特許出願・体制整備等）は増加傾向にあり、2005年度は2003年度の約1.6倍となっている。また、自己財源の割合（間接経費、実施料収入、運営費交付金）も5割を超えるなど着実に増加している。



(2) 技術移転機関 (TLO)

大学等の研究成果を民間に移転することを目的とする技術移転機関 (TLO) については、2007年4月末現在で承認TLOとして43機関、認定TLOとして

6機関が選定されている。2007年4月に承認を受けた東京工業大学の例は、大学が提携先の外部TLOの業務を承継し、組織として一本化した初めてのケースである。

また、技術移転実績が特に優れたTLO（スーパーTLO）として、2007年4月末現在で7機関が選定されている。

国立大学法人法に基づき、2006年3月には新潟大学による（株）新潟ティールオーに対する出資が、また2007年2月には東京大学による（株）東京大学TLOに対する出資が認められた。

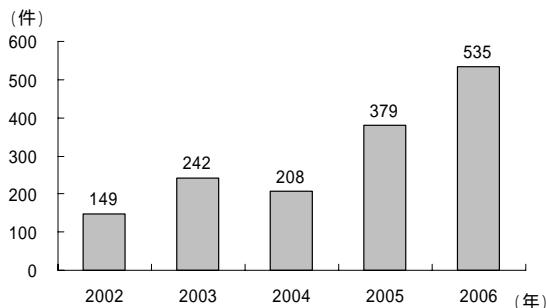
2004年度から2006年度までの間に、大学・大学知的財産本部・TLOに対する産業界からの評価として「技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて」が公表されるとともに、2005年5月に「国立大学の法人化等を踏まえた今後の技術移転体制の在り方」が取りまとめられ、各大学・大学知的財産本部・TLOに対し周知された。

TLOの技術移転実績としては、ロイヤリティ収入額が2003年度の約5億5,400万円から、2005年度には約8億3,700万円に伸びている。

（3）大学の特許取得件数等

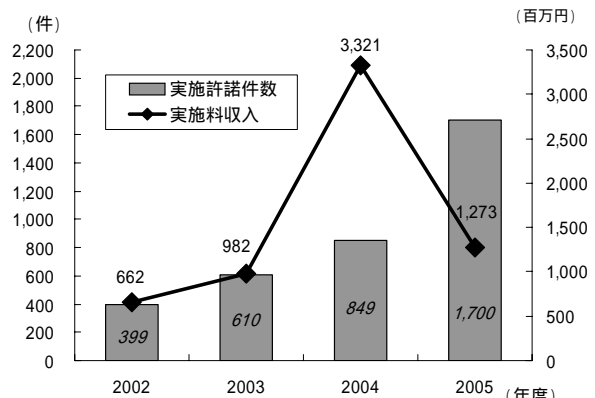
大学知的財産本部やTLOの整備等を受けて、大学等の特許取得件数、特許実施許諾件数及び実施料収入は増加している。他方、日米を比較すると依然格差が存在する。

2002年 2006年で大学等の国内特許取得件数は3.6倍



出所：特許庁

2002年度 2005年度で特許実施許諾件数は4.3倍、実施料収入は1.9倍



出所：文部科学省、経済産業省

大学等の国内特許取得件数は、特許査定の日ベースの件数（暦年）。

「大学等の実施許諾件数及び実施料収入」については、文部科学省資料（国立大学等の国有特許分）及び経済産業省資料（承認TLOに係る特許分）により合算して算出（年度）。2004年度実施料収入は、エクイティの売却収入を含む。

技術移転活動の日米比較

	日本	米国
機関数	大学知的財産本部等 149 機関 承認 T L O 43 機関	153 機関
特許取得件数	535 件	2,835 件
実施許諾件数	1,700 件	4,053 件
実施料収入	12.8 億円	16.0 億ドル

- ・日本の機関数は、2006年3月末時点（文部科学省）、承認 T L O 数は 2007 年 4 月末時点（経済産業省）
- ・日本の実施許諾件数、実施料収入は、文部科学省資料（国立大学等の国有特許分）と経済産業省資料（承認 T L O に係る特許分）により合算して算出（2005 年度）。
- ・米国の数字は、2005 年度実績（“AUTM License Survey 2005FY”より）
- ・日本の特許取得件数は、特許庁調べ（2006 年）

（４）大学における知的財産の管理

機関帰属原則を始めとする学内ルールの整備

2004年4月の国立大学法人化を契機に、産学連携や技術移転活動を効率的に実施するために大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させるという機関帰属原則のルールが整備されつつある。文部科学省が産学官連携活動を行っている全国の国公立大学等に対して行った調査によれば、機関帰属原則は、国立大学等の95%（92校中87校）、公私立大学等の37%（495校中182校）において採用されている（2006年3月末時点）。

また、大学における知財の管理や活用等のルールづくりを促すため、2006年3月に、次の報告書が取りまとめられ、関係機関に周知された。

- ・「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」
- ・「産学官連携のために知的財産を運用する上で生じる特許法等の問題点と課題」
- ・「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」

「大学知的財産本部整備事業」実施43機関のルール整備状況（2007年4月）

「知的財産ポリシー」を整備済みの機関	43件
「職務発明関係規定」を整備済みの機関	43件
「利益相反ポリシー」を整備済みの機関	41件

出所：文部科学省

大学における営業秘密の管理

大学において産学連携の推進や知財の適切な管理を円滑に進めるために、200

4年3月、「知的財産、企業秘密保持への指針」が作成され、同年4月、「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が取りまとめられた。2005年6月の不正競争防止法の改正に伴い、2006年5月、上記ガイドラインが改訂された。

(5) 知的財産関連費用の支援

競争的資金の間接経費の特許関連経費への充当

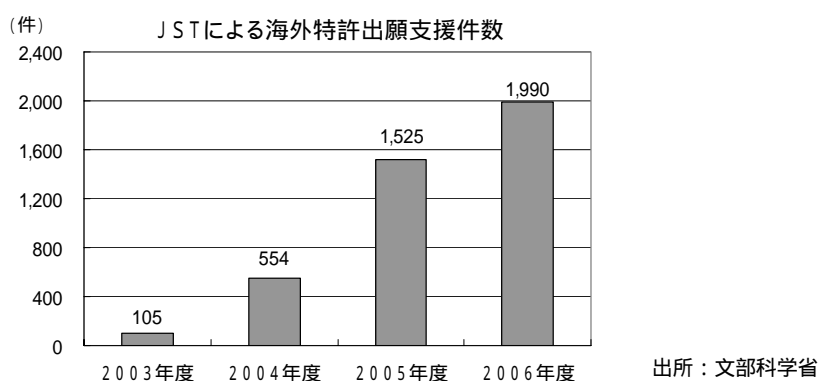
特許関連経費を安定的に確保するため、2005年3月、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせである「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」が改定され、競争的資金の間接経費を特許関連経費に充当できることが明確化された。

特許料等の特例

2007年4月、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、大学等の特許料及び審査請求料を軽減もしくは免除することができる対象として、大学研究者とポスドク・院生等との共同発明に係る権利を大学が承継した場合及びTLOから元の大学に権利が返還された場合を追加することとされた。

大学等の海外特許出願支援

大学等の海外出願比率を高め我が国の国際競争力を強化するため、2003年度から、科学技術振興機構（JST）により大学等の海外特許出願経費の支援が開始された。



税制改正

2003年度税制改正において、私立大学等を設置する学校法人であって一定のもの（以下「学校法人」という。）に対する個人による現物寄附に係る国税庁長官の

承認手続が簡素化されるとともに、学校法人がこの承認手続を受けた財産で基本金に組み入れたものを譲渡した場合、その譲渡した財産に代わるべき資産については、その売却額をもって取得する資産で、その資産を基本金に組み入れたものとされた。

2004年度税制改正において、日本私立学校振興・共済事業団を通じた指定寄附金について、募集対象事業等をあらかじめ特定することを不要とするなど手続の簡素化が図られた。

2005年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その対象となる金額が総所得金額等の25%相当額から30%相当額に引き上げられた。

2006年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その適用下限額が1万円から5千円に引き下げられた。

2007年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その対象となる金額が総所得金額等の30%相当額から40%相当額に引き上げられた。

(6) 知的財産を軸とした産学連携の推進

大学におけるライセンス対価としての株式取得

2005年3月、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」が通知され、国立大学法人等における知財権のライセンス対価としての株式取得が可能になることが明確化された。

また、2006年3月に、国立大学法人等におけるライセンス対価としての株式及びストックオプション取得の現状について調査し、結果を公表した。

大学技術移転協議会

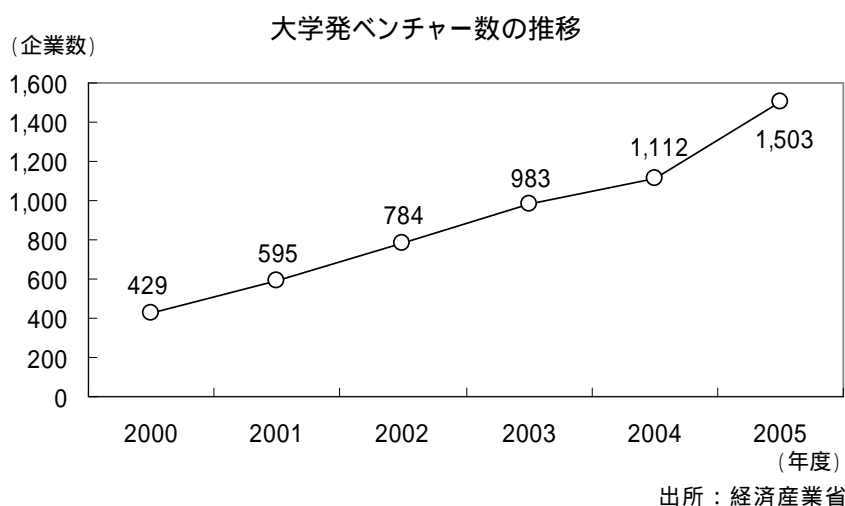
大学知的財産本部とTLOの連携・協力を促進するため、2003年8月、米国大学技術管理者協会(AUTM)をモデルとして、従来の「TLO協議会」が「大学知財管理・技術移転協議会」に改組され、大学知的財産本部の参加が可能になった(その後、2005年6月に「大学技術移転協議会」に名称変更)。2007年1月時点で、38のTLO及び36の大学知的財産本部が参加している。

また、2006年9月、同協議会が主催する研修会「UNITT2006 第3回産学連携実務者ネットワーキング」が開催され、全国の産学連携実務者のスキル向上が図られた。

大学発ベンチャー

2001年5月、大学発ベンチャーを3年間で1,000社にすることを目標とした「大学発ベンチャー1000社計画」が掲げられた。その後、大学発ベンチャーの数は着実に増加しており、2006年3月末時点で1,503社に及んでいる。

これによる経済効果は、経済産業省の推計によれば雇用者数で直接効果が約1.6万人、売上が約2,000億円、間接的な経済波及効果も含めると約2.6万人、約3,600億円である。



各種アドバイザーの大学への派遣・訪問

）大学知的財産アドバイザー

大学が知財の管理部門を運営するための組織を構築することを支援するため、2003年度に10大学、2004年度に17大学、2005年度に17大学、2006年度に23大学に対し、大学知的財産アドバイザーが計61名派遣された。

）特許情報活用支援アドバイザー

特許情報の活用の促進、効果的な活用を支援するため、工業所有権情報・研修館により、2006年度に44都道府県に対し、特許情報活用支援アドバイザーが計54名派遣され、全国の大学を訪問し、531回の指導・研修を行った。

）特許流通アドバイザー

大学等の保有する特許シーズと導入企業の発掘を行い、技術移転を支援するため、工業所有権情報・研修館により、47都道府県、33TLO、6経済産業局に対し、特許流通アドバイザーが2007年3月末現在で計110名派遣された。

産学連携に関する各種会議の開催

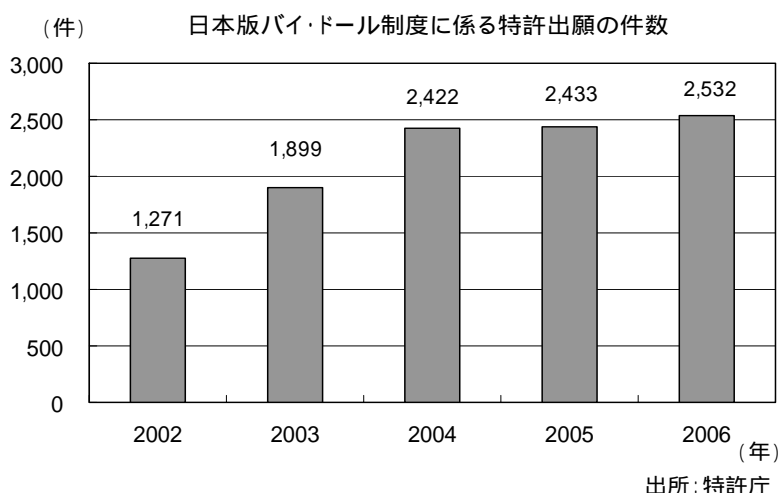
大学等及び産業界が産学連携の在り方について認識を深めるため、産学官連携推進会議、産学官連携サミット及びイノベーションジャパンが開催された。

日本版バイ・ドール制度

国の委託研究開発において委託成果に関する知財権を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度については、それが適用されるものの割合は年々増加しており、2002年度は88%であったものが、2005年度には99.9%に達した。知財権が受託者に帰属され、特許出願された件数は、2002年の1,271件から2006年には2,532件に達した。

また、2004年6月、国が制作を委託又は請け負わせたコンテンツ（教養又は娯楽の範囲に属するもの。）に係る知財権について、受託者又は請負者に帰属させることができる「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（「コンテンツ促進法」）が成立し、2004年9月に施行された。

2007年4月、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、日本版バイ・ドール制度は産業活力再生特別措置法から産業技術力強化法に移管され恒久措置とされるとともに、その対象にソフトウェア開発の請負を追加するとされた。



(7) 研究における特許使用の円滑化

総合科学技術会議において、2006年5月、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知財権についての研究ライセンスに関する指針」が決定された。また、2007年3月、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」が作成された。

(8) 特許・論文情報統合検索システム

2007年1月、工業所有権情報・研修館において、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできる「公報固定アドレスサービス」が開始された。また、2007年3月、JSTにおいて、大学等の利用者が特許公報データと論文情報とを同時に検索できる「特許・論文情報統合検索システム」の運用が開始された。

(9) 職務発明

職務発明に係る相当の対価に関し、特許法第35条が改正され、2005年4月に施行された。

2004年9月には、使用者等と従業者等が対価を取り決めるための手順を作る上で参考となるような手続事例集が作成・公表された。

これを踏まえ、民間企業や大学等において、職務発明規程の見直しが進められ、日本知的財産協会の調査によると、約95%の企業が基準の開示を行う仕組みを考え、70%以上（大企業では80%以上）の企業が改正特許法第35条の施行された2005年4月1日までに新しい職務発明規程を整備した。

また、2006年1月の特許庁のアンケート調査によると、企業等の96%が新職務発明制度を認識し、そのうち92%が対応済又は対応予定であると回答した（内訳は、大企業95%、中小企業86%、大学・公的機関79%）。

(10) 技術戦略マップの作成

新産業を創造するために必要な技術目標を示し、我が国の研究開発の推進、異分野・異業種の連携、技術の融合を促進するため、産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会の審議を経て、2007年4月、「技術戦略マップ2007」が策定された。

第2章 知的財産の保護

< 保護の強化 >

(1) 知的財産高等裁判所の発足

2005年4月、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（事実上の判断の早期統一）と技術等の知財に関する専門性への対応を高めることを目的として、知的財産高等裁判所が発足した。

知的財産高等裁判所には、4か部に加え、事実上の判断の早期統一を図るため、5人合議制（大合議制）の特別部も設置された。また、専門性の高い知財訴訟等を適切に処理するため、2007年3月末現在、知的財産に関する裁判所調査官11人と専門委員185人がそれぞれ任命されている。

なお、2006年1月から12月までの間、知的財産高等裁判所が新たに受け付けた件数は662件、既済件数は681件（うち大合議1件）である。

(2) 紛争処理機能の強化

2005年4月に「裁判所法等の一部を改正する法律」が施行され、知的財産関連訴訟の紛争処理機能が強化された。同法により改正された点は以下のとおりである。

- a) 知財関連事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化
- b) 知財権侵害訴訟の審理における営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化
- c) 特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効審判の関係の整理

また、2007年4月には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（「ADR法」）が施行され、民間事業者の行う和解の仲介（調停、あっせん等）の業務を対象とした認証制度が開始された。

(3) 特許審査の迅速化・効率化

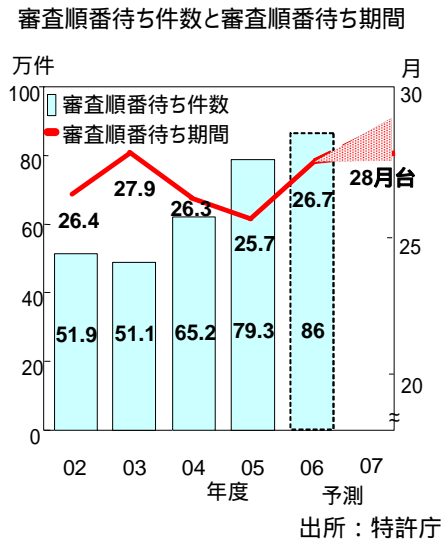
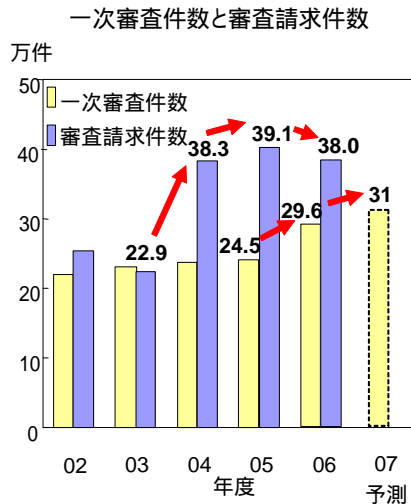
目標の設定

特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロにするという最終目標を着実に実現するため、ピークを迎える2008年には順番待ち期間を29ヶ月台にとどめることを中期目標とし、2013年には11ヶ月を達成することを長期目標とした。20

06年度の順番待ち期間は26.7ヶ月となっている。

*** 特許審査の順番待ち期間**

審査請求から審査官による審査結果の最初の通知(主に特許査定又は拒絶理由通知)が出願人等に発送されるまでの期間。例えば、下記グラフにおいて、2006年度の審査順番待ち期間(26.7ヶ月)は、2006年度末である2007年3月に審査結果の最初の通知が出願人等に発送された全案件(1.9万件)について、審査請求から出願人等への発送までの期間を算出し、その合計(50.7万月)を件数(1.9万件)で除することにより、平均値として求めたもの。



特許審査迅速化・効率化推進本部の設置

特許審査請求の急増に対応するため、2005年12月、「特許審査迅速化・効率化推進本部」(本部長：経済産業大臣)が発足した。同本部において2006年1月に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」が、2007年1月に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」が策定され、年間処理件数、審査官一人当たりの処理件数、先行技術調査の民間外注件数等について数値目標を定めるとともに、産業界に対する協力要請、中小企業への特例措置の周知等の措置を講ずることとした。

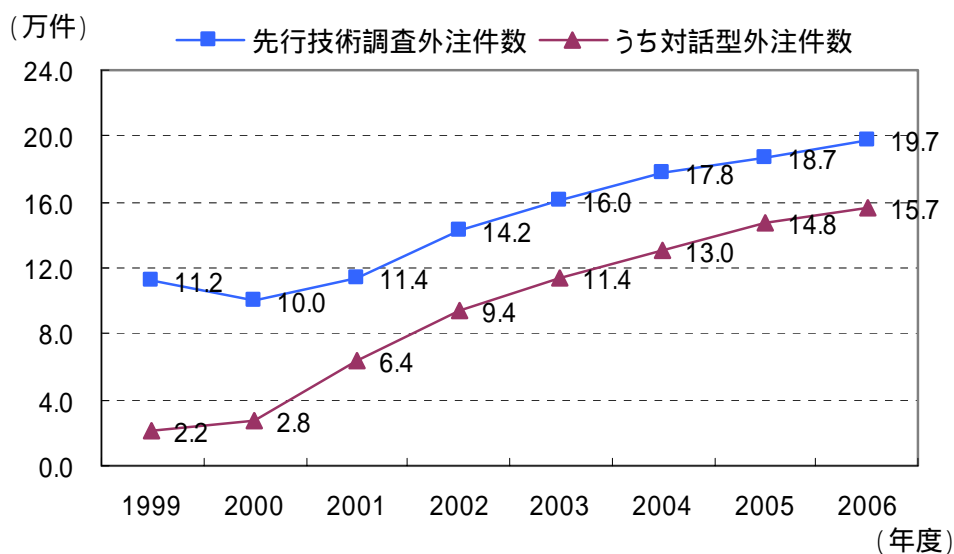
任期付審査官

任期付審査官を2004年度から2007年度にかけて毎年度98人ずつ増員した。

先行技術調査の外注拡大

2004年10月に、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」（「特許審査迅速化法」）が施行され、公益法人以外の者に対しても特許審査に必要な先行技術調査を特許庁から外注することが可能となった。2007年3月時点で5機関が登録されている。また、従来の登録調査機関も含め先行技術調査の外注は19.7万件に拡大した。このうち15.7万件が審査効率の高い対話型外注（直接対面で説明）で行われた。

先行技術調査外注件数の推移



出所：特許庁

(4) 質の高い特許出願の促進

企業との懇談

業界団体や出願上位企業を中心に、企業経営者や実務者等との間で意見交換を行い、先行技術調査の充実による研究開発効率の向上や国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を促した。2006年度は延べ250社以上と意見交換が行われた。

2006年7月、経済産業大臣と産業界の有識者が参加した「特許戦略懇談会」が開催され、産業財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し自由な意見交換が行われた。

先行技術調査報告書の提示による審査請求料の減額制度

2005年4月、「特許審査迅速化法」の施行により、特定登録調査機関の交付する先行技術の調査報告書を審査請求時に提示した場合には、審査請求料が減額され

るようになった。

出願取下げ・放棄時の審査請求料全額返還

2006年8月、これまで半額であった審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料の返還制度が1年間の期限付きで全額返還されることとなった。審査請求料の全額返還を開始した2006年8月から同年12月末までの出願取下げ・放棄の申請件数は7,059件であり、前年同期比352.8%であった。

企業の出願や審査請求等に関する情報の公表

企業における特許出願戦略を策定するに当たり参考となる情報として、2006年の特許行政年次報告書において出願件数上位200社の出願件数、審査請求件数、海外出願比率、特許率等の出願・審査請求関連情報が公表された。

早期審査制度の利用促進

特許及び実用新案出願については、対象の拡大や手続の簡素化、普及・啓発等により早期審査制度の申立件数は増加し、2006年には7,609件となっている。また、2006年の平均審査順番待ち期間は早期審査の申し出から2.3ヶ月となっている。

商標登録出願の早期審査については、2006年の申立件数は455件、平均審査順番待ち期間は1.3ヶ月となっている。

意匠出願については、2005年4月から早期審査の新運用が開始され、従来の早期審査制度に加え、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは直ちに審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては1ヶ月以内に一次審査結果を通知することとされた。この結果、2006年の申立件数は67件となっている。

(5) 利用者の利便性向上

特許情報の利用環境の整備

有益な特許情報を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（IPDL）において、2005年度に、審査で用いた先行技術情報等の試行的な無料提供が開始されるとともに、PDFファイルの一括ダウンロード機能の追加や高解像度の公報図面が掲載された公報の提供が開始された。

2006年度に、審査書類情報の提供対象を拡大するとともに、検索項目の追加

によるテキスト検索の際の入力機能の向上、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化、国内公報と外国公報（和文抄録）を同時に検索する機能の追加などが行われた。

また、2007年1月、特許審査官と同等のサーチ端末が工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置され、閲覧サービスが開始された。

インターネット公報の発行

2006年1月から登録実用新案公報について、2007年1月から意匠公報について、インターネットによる公報の発行が開始された。

インターネットを通じた料金の納付

出願等の手数料について、インターネットを通じた納付の受付が2005年10月から開始された。

(6) 知的財産権制度の強化

医療関連行為の特許保護

2004年11月、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会における取りまとめを受け、2005年4月、特許庁は以下の審査基準を作成・改定した。

) 「医薬発明」の審査基準の作成

複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「産業上利用することができる発明」として取り扱うこととした。

) 「産業上利用することができる発明」の審査基準の改定

「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示した。

実用新案の保護

2005年4月、「特許審査迅速化法」が施行され、実用新案の保護期間が10年になるとともに、実用新案登録に基づく特許出願が可能となった。

デザインの保護

2007年4月に改正意匠法が施行され、意匠権の存続期間が登録から15年か

ら20年に延長された。また、情報家電等の操作画面のデザインの保護対象が拡大され、物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護されることとなった。

ブランドの保護

2006年4月、改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について一定地域における周知性を満たすこと等を要件として登録を可能とする地域団体商標制度が導入された。

2007年4月に改正商標法が施行され、小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的制度調和のため、役務商標として保護されることとなった。

営業秘密の保護

2004年1月、他人が有する製造技術や顧客リスト等の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する処罰規定を盛り込んだ改正不正競争防止法が施行された。

2005年6月の改正では、営業秘密を国外で使用・開示した者の処罰や在職中に申し込み・請託を受けて退職後に営業秘密を漏洩した退職者の処罰、さらに、アクセス権限がない場合の営業秘密侵害罪の犯人が属する法人の処罰などが盛り込まれ、同年11月に施行された。

上記の法改正に伴い、2003年1月に公表された「営業秘密管理指針」が2005年に改定された。

戦略的なノウハウ管理のための環境整備

2006年6月、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」が公表された。

医薬品の試験データの保護

2007年4月、新医薬品と同等の医薬品の承認申請に関し、医薬品の安全性等

をより一層確保する観点から、新医薬品と同様の試験データの添付を求める期間が6年間から8年間に延長されたことにより、結果として、新医薬品の試験データを保護する期間が延長された。

植物新品種の保護

2003年7月、登録品種の収穫物段階の権利侵害に対する罰則を設けること等とする改正種苗法が施行された。

2005年の改正により、育成者権の存続期間について、永年性植物については品種登録の日から25年であったところを30年に、その他の植物については20年であったところを25年に延長した。また、育成者権の効力が登録品種の収穫物から生産される加工品にまで拡大された。

(7) 農林水産省知的財産戦略本部

2006年2月、知財の積極的な活用による攻めの農林水産業の展開を目指し、農林水産省内に「農林水産省知的財産戦略本部」が設置された。

2007年3月、海外での育成者権の保護強化など今後3年間の実施すべき施策を取りまとめた「農林水産省知的財産戦略」が決定された。

(8) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化

特許権、意匠権、商標権、営業秘密、著作権等、育成者権の侵害に係る刑事罰の上限が引き上げられ、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科になるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限が3億円となった（著作権等に関しては2007年7月、育成者権に関しては2007年12月に施行予定）

実用新案権侵害罪及び商品形態模倣行為罪に係る刑事罰の上限も引き上げられ、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科になるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限が3億円となった。

(9) 世界特許システムの構築に向けた取組

特許審査ハイウェイ

第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を我が国から提案し、2006年7月に日米での試行が、2007年4月には日韓での運用が開始された。また、2007年7月には

日英での試行開始が予定されている。

特許の審査結果の相互利用

2006年11月、我が国の提案により、日米欧三極特許庁の間で他庁の審査結果の相互利用を最大限可能な範囲まで拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」の設置が合意された。

また、日米欧三極特許庁の間で出願様式統一の検討が進められ、2006年11月に標準様式に合意し、2007年4月からユーザーと協力した試行プロジェクトが開始された。

実体特許法条約の制定に向けた取組

特許法の実体面についての調和を目指した「実体特許法条約 (SPLT) に関し、主要先進国は特許制度の調和に関する先進国会合を開催して検討を進め、2006年9月、先願主義への統一を含むSPLTの骨子案をベースに、条約草案の作成を行うことで合意した。

(10) 知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議の設立

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア(民謡などの伝統的文化表現)の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について我が国として適切な対応を図ることができるよう、関係省庁で情報共有及び連絡調整を行う「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」が2006年12月に設置された。

(11) 知的財産関連法の英訳

政府の翻訳整備計画に従い、2007年4月末時点で産業財産権法や著作権法を始めとする知財関連法の英訳が電子政府のウェブサイトに掲載されている。

(12) TRIPS協定の改正

2005年12月、WTO一般理事会において、公衆の健康の問題に対処するために強制実施許諾に基づいて生産された医薬品につき、一定の条件で他国へ輸出することができるよう規定した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(「TRIPS協定」)の改正議定書が採択された。

< 模倣品・海賊版対策 >

(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」

2005年7月のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣から模倣品・海賊版の拡散防止のための国際約束の必要性が提唱された。現在その早期実現に向け、関係国との協議が行われている。

(2) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

2004年12月、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画が「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、知的財産戦略本部において決定された。

(3) 外国市場対策

外交当局の体制

2004年7月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置され、2005年3月には在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルが作成されるとともに、すべての在外公館において知財担当官が指名された。

コンテンツ海外流通促進マーク（CJマーク）

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の制定したコンテンツ海外流通マーク（CJマーク）は2007年4月時点で、台湾、香港、EU、日本、米国において商標登録済であり、韓国、中国において出願中である。

また、商標登録されるまでの間も含め、CODAが主体となり海外の取締当局と連携した権利執行の成果として、2006年度の1年間で中国、香港、台湾において637名が逮捕され、約95万枚の我が国コンテンツの海賊版DVD、CD等が押収された。

知的財産の海外における侵害状況調査制度

2005年4月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知財権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。

同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、2005

年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられている。

欧米との連携

2004年6月、日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」が合意され、同合意に基づき、日・EU間で情報・意見交換や中国における共同セミナーが実施された。

2005年3月、日仏首脳会談において、「日仏新パートナーシップ宣言」が合意され、アジアにおける模倣品・海賊版対策の推進が重要との認識で一致した。

2005年5月、日・EU定期首脳協議において、アジアにおける模倣品・海賊版問題に対応するため、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を更に推進していくことが合意された。

2006年4月、日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することが合意された。

2006年3月に合意され、2007年1月に改正された「日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」に基づき、第三国における在外公館等の知財専門家同士のネットワークの構築や知財保護に係る国際的な官民合同会議への共同参加が行われた。

2007年4月、日米首脳会談において、両首脳は重要な経済問題に関する二国間及びグローバルな協力の一つとして、知財権の促進及び保護について協力を強化していくことを確認した。

多数国間の取組

) G8サミット

2004年6月、シーアイランド・サミットの議長総括において、模倣品・海賊版対策の必要性がG8サミットの成果文書として初めて言及された。

2005年7月、グレンイーグルズ・サミットにおいて、独立した文書として「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」(仮訳)が発出された。

2006年7月、サンクトペテルブルク・サミットにおいて、独立した文書として「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」(仮訳)が発出された。

) A P E C

2003年10月及び2004年11月、アジア太平洋経済協力(APEC)の首脳会議・閣僚会議における首脳宣言、閣僚共同声明において知財権の保護が盛り込まれた。

2005年6月、貿易担当大臣会合において、日米韓で共同提案した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が承認された。

2005年11月、首脳会議・閣僚会議において、同イニシアティブに列挙されている取組を具体化するための3つのガイドラインが合意された。

2006年6月、貿易担当大臣会合において、3つのガイドラインの更なる推進が奨励されるとともに、同イニシアティブに基づく2つの追加的なガイドラインに関する作業の継続が合意された。

2006年11月、APEC首脳会議において、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドライン(公衆周知及びサプライチェーン)が承認された。

) 世界模倣品・海賊版撲滅会議

2004年から、世界税関機構(WCO)及び国際刑事警察機構(インターポール)の共催による「世界模倣品・海賊版撲滅会議」がこれまで3回開催されている。2005年11月の第2回会議においては、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」に言及したリヨン宣言が発出された。

二国間の取組

2004年11月、日中韓首脳会合において、知財権の保護に関し日中韓が協力を強化していくことが合意された。

2004年11月、日本と韓国との間で税関相互支援協定が締結された。

2006年4月、日本と中国の間で税関相互支援協定が締結された。

2007年4月、日中両国政府は共同プレス発表を行い、知財権分野における対話と協力を強化し、知財権の運用及び保護の水準を不断に高め、もって日中間の経済面での協力を円滑に発展させていくことで一致した。

2007年4月、「日中韓3か国関税局長・長官会議」が初めて開催され、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りの在り方等について議論がなされるとともに、当

局間の連携協力体制を一層強化した。

模倣品・海賊版対策の能力構築の支援

2003年8月、政府開発援助大綱が改定され、知財権の適切な保護への協力等を通じ、開発途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれた。

2005年6月、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」が策定された。

官民の取組

2002年からこれまで4度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことに合意した。

(4) 水際対策

輸入の取締り

) 輸入取締制度

2003年4月、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸入差止申立制度の対象となり、特許庁への意見照会制度が導入されるとともに、育成者権を侵害する物品が輸入禁制品に追加された。

2005年4月、育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続における農林水産省への意見照会制度が導入された。

2006年7月、関連する通達が改正され、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等が明確化された。

) 輸入者名等の通知

2004年4月、認定手続の開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入された。

) サンプル分解制度

2005年4月、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本(サンプル)を権利者に提供し、検査させることが

できる制度が導入された。

) 不正競争防止法と水際措置のリンク

2006年3月、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品が輸入禁制品に追加されるとともに、経済産業省への意見照会制度が導入された。

) 廃棄・没収

2007年6月から、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合に、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みが導入され、認定手続きが簡素化される予定である。

輸出の取締り

2006年6月、育成者権侵害物品の輸出取締制度が導入された。

2007年1月、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出取締制度が導入された。

2007年7月から、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として「輸出」又は「輸出の目的をもって所持」する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、著作権又は著作隣接権を侵害する物品の輸出取締制度が導入される予定である。

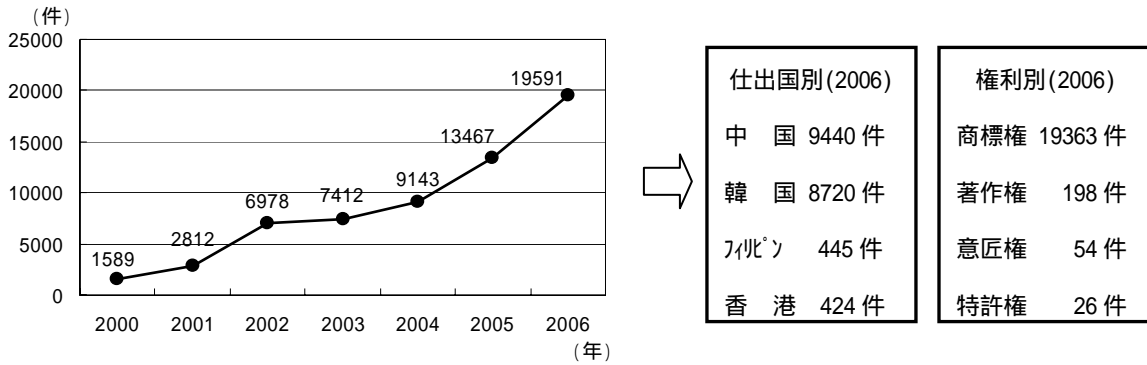
有識者への意見照会制度

2006年4月、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続きの際に、税関が必要に応じ知財に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員として委嘱して意見を聴く制度が導入された。

2006年7月、関連する通達の改正により、輸入又は輸出差止申立ての受付時にその内容を公表し利害関係者から意見を聴取し、利害関係者から意見が出された場合には専門委員の意見を聴くことが明確化された。

税関による取締りの強化

税関による知財権侵害物品の水際での取締実績は、近年急増している。



出所：「平成18年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局

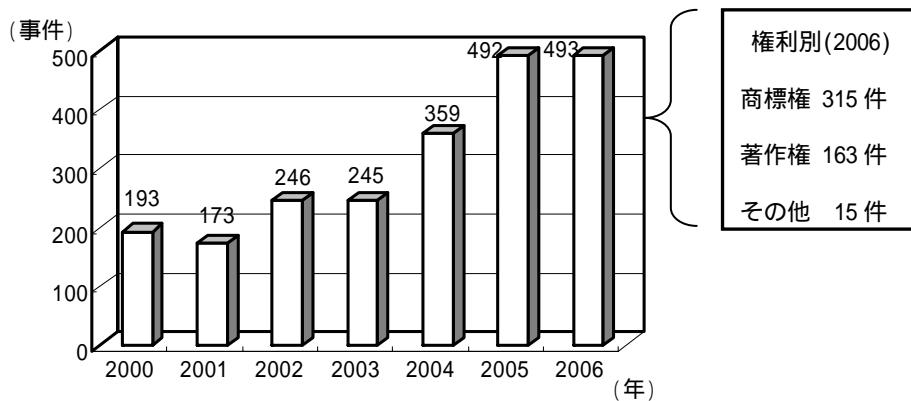
(5) 国内対策

不正競争防止法の改正

2005年11月、改正不正競争防止法が施行され、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用されることとなった。

警察による取締り

知財権侵害事犯による検挙件数は近年増加している。2004年12月、警視庁が模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度を創設し、2007年3月末までに159名の捜査員が配置された。



出所：警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて！！」

品種保護Gメン

2005年4月、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品

種保護Gメン」が、種苗管理センターの2ヶ所に4名配置された。2007年4月現在、品種保護Gメンは5ヶ所、14名体制に増員されている。

2006年4月に、品種保護対策課が種苗管理センターに設置された。

映画の盗撮の防止

2007年5月、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が成立した。

(6) インターネットオークション対策

特定商取引法の運用強化

2006年2月、「電子商取引等に関する準則」を改定・公表し、特定商取引法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした。

2006年7月、特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係るIDを経済産業省のホームページ上において公表することを開始した。

プロバイダ責任制限法の運用強化

2007年2月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなる「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン」が策定された。

オークション事業者による自主的取組

2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された。これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われており、2005年8月以降、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率が大幅に低下した。

権利者・オークション事業者間の協力

2005年12月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われた。2006年4月、同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書が取りまとめられた。

情報共有スキームの構築

インターネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」が構築され、運用が開始された。

(7) 政府内の連携の強化

模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議

2004年7月、関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに4回の会議が開催された。

2006年9月に開催された第4回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の実現に向けた基本方針、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化及び「模倣品・海賊版対策アクションプラン2006」が決定された。

政府の一元的な相談窓口の整備

2004年7月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年8月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。2006年中に256件の相談が寄せられた。

(8) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化

2004年6月、消費者が知財権等の適正な保護に配慮しなければならない旨を定めた改正消費者基本法が施行された。

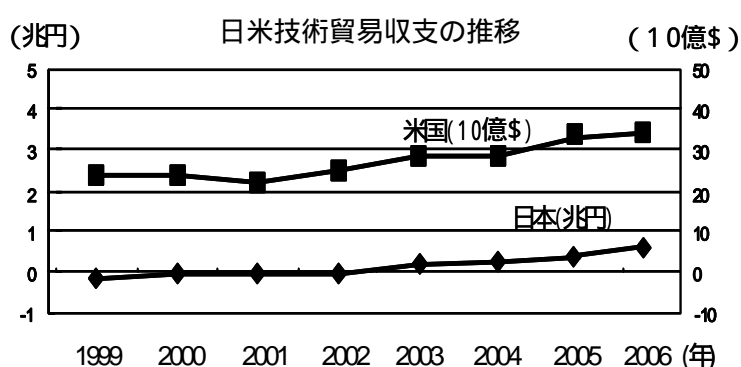
2006年8月、知財に関する意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が公表された。それによれば、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答が50%近くに上ること、政府による消費者啓発活動の認知度が約50%に過ぎないこと等が明らかとなった。これを受け、関係省庁連絡会議において、関係省庁間で十分な情報共有及び相互協力を行い、政府が一体となって国民への啓発活動を強化することが決定された。

第3章 知的財産の活用

< 知的財産の戦略的活用 >

(1) 知的財産の活用状況

2004年の特許庁「知的財産活動調査」によれば、我が国に存在する特許権の半分以上の特許が未利用と推定されている。技術貿易収支については、2003年に初めて黒字になり、2006年には過去最高の5,471億円の黒字となったものの、米国と比較するとその差は依然大きい。



出所：日本は、日本銀行「国際収支動向」、米国は、商務省“Survey of Current Business”

(2) 知的財産の情報開示

政府の「知的財産情報開示指針」や「知的資産経営の開示ガイドライン」を踏まえ、「知的財産報告書」など知財の活用に関する報告書を作成している企業は、2004年度は13社、2005年度は22社、2006年度は61社となっている。

(3) 知的財産の価値評価

2006年4月、日本弁理士会知的財産価値評価推進センターにおいて、知財価値評価手法の検討を実施するための特別部が設置された。

2006年7月、日本不動産鑑定協会において特許・商標・意匠の適正な評価システムについて報告書の取りまとめが行われた。

2006年9月、NPO法人として日本資産評価士協会が設立され、知財を含む資産の適正な価値評価の普及と人材の育成を図っている。

(4) 知的財産信託

信託業法の改正

2004年12月に新信託業法が施行され、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産となるとともに、信託業の担い手が金融機関に加え株式会社にも拡大され、承認TLO(技術移転機関)やグループ企業内での信託に関する特例も設けられた。

知的財産信託のメリットや活用事例の紹介

2006年5月、知財信託制度の活用のメリットや活用事例が経済産業省ホームページ上で公開された。

損害額の算定・推定

2006年5月、産業構造審議会知的財産政策部会において、特許権信託における損害額の算定・推定規定の適用に関し、「特許権信託における特許法第102条第1項、2項の適用に関する考え方」が公表された。

(5) 企業のライセンス活動の円滑化

ライセンシーの保護強化

2005年1月に新破産法が施行され、第三者対抗要件を備えている知財権のライセンス契約については、破産管財人の解除権が制限され、ライセンシーの立場が保護されることとなった。

2007年4月、特許権又は実用新案権に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立した。

知的財産権等ライセンス保険の利用促進

ライセンス先の破産や不払いなどライセンス料の回収ができない場合のリスクをカバーする日本貿易保険(NEXI)の知財権等ライセンス保険の引受け数(保険契約ベース)は、2007年3月末時点で54件となった。

租税条約

知財権等の使用料に対する源泉地国課税を免除する内容を含む租税条約として2004年に日米新租税条約、2006年に日英新租税条約が締結され、2007年

1月に改正日印租税条約の署名が行われた。また、知財権等の使用料に対する源泉地国課税を軽減する内容を含む租税条約として2006年に改正日印租税条約が締結され、同年12月に改正日比租税条約の署名が行われた。

(6) 特許流通促進事業

工業所有権情報・研修館が現在実施している特許流通促進事業については、1997年4月の事業開始から2007年3月末までに、延べ848名の特許流通アドバイザーが都道府県や大学のTLO等に派遣され、2007年3月末までに9,256件のライセンス等の契約が結ばれた。また、工業所有権情報・研修館の試算によれば、特許流通促進事業による経済的インパクトは、2006年末で2,404億円に達した。

(7) 知的財産担保融資

日本政策投資銀行の知財担保融資については、2007年3月末までの融資実績が約190億円、件数ベースで約300件に上っている。

(8) 独占禁止法違反事件の処理

2002年、公正取引委員会に知財分野における権利の濫用行為等の独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足し、2007年3月末までに、知財分野の事案として法的措置が3件、警告が1件行われた。

(9) イノベーション促進のための知財活用の円滑化

オープンソースソフトウェアに関する報告書

2005年7月、情報処理推進機構において、「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」が取りまとめられ、オープンソースソフトウェアを利用する際のユーザー、ベンダーそれぞれのリスクの所在が明示されるとともに、リスク回避・低減のための解決策が提案された。

ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則

ソフトウェア分野の相互運用性を確保すること等によりイノベーションを促進するため、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」が取りまとめられ、2007年

3月に「電子商取引等に関する準則」に追補された。

ソフトウェア分野のイノベーションに向けた産業界の取組の促進

2006年9月、産業構造審議会が情報サービス・ソフトウェア産業の発展の在り方について取りまとめた「情報サービス・ソフトウェア産業維新」において、オープンイノベーションを促進するために必要な産業界における取組について提言が行われた。

< 国際標準化活動の強化 >

(1) 「国際標準総合戦略」の策定

イノベーションの促進、我が国の国際産業競争力の強化及び世界のルールづくりへの貢献を図るべく、2006年12月、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」が決定された。

(2) 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の策定

2004年6月、日本工業標準調査会（JISC）において「国際標準化基盤活動アクションプラン」が取りまとめられ、産業界、JISC、政府のそれぞれが果たすべき役割、政府の支援の在り方、重点技術分野等が明らかにされた。

(3) 産業界の意識改革に向けた取組

閣僚主催の懇談会の開催

2006年11月、企業経営者の国際標準に関する理解増進を図るため、経済産業大臣と産業界トップによる「国際標準化官民戦略会議」が開催され、「国際標準化戦略目標」が決定された。

国際標準化活動の事例集の公表

経済産業省の委託事業により、国際標準化の事例や国際標準化への取組方法を示した「国際標準化活用のススメ(初版)」が作成され、2007年3月、公表された。

事業戦略と標準化シンポジウムの開催

2007年3月、企業の経営者や第一線の管理者に対して標準化活動の重要性を

普及・啓発するため、経済産業省と日本経済団体連合会との共催により、「事業戦略と標準化シンポジウム」が開催された。

また、経産産業省により、延べ125社の企業経営層等との直接対話が実施された。

(4) 国際標準化支援センターの設置

2005年4月、日本規格協会に国際標準化支援センターが設置され、国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成が進められている。

(5) 情報通信分野における標準化活動の強化

2005年7月、情報通信審議会において「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」が取りまとめられ、研究開発との標準化の一体的推進、国際標準化人材の育成支援活動の強化など標準化に係る推進方策が明らかにされた。

(6) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定

2005年6月、公正取引委員会において、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が策定、公表された。

(7) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定

技術標準に必須特許が含まれているかどうかを判断するため、2006年5月から、中立的な第三者機関である日本知的財産仲裁センターが判定業務を開始した。

(8) 関係府省庁連絡会の設置

2007年3月、「新分野における国際標準に関する関係府省庁連絡会」が設置され、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）における新たな分野に関する関係府省庁間の連携をより一層強化するための効率的な情報交換体制を構築した。

(9) 国際標準化機関における知的財産権の取扱いルールの発効

国際標準化機関における知財権のルールに関して日本の意見が十分反映されるよう適切に働きかけ、ISO、IEC及び国際電気通信連合（ITU）の3機関共通

の取扱いルールが2006年3月に発効し、その取扱いルールの実施ガイドラインが2007年3月に発効した。

< 中小・ベンチャー企業の支援 >

(1) 「知財駆け込み寺」の設置

2006年7月に全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」と呼ばれる知財に関する相談窓口が設置され、相談内容に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みが整備された(2007年4月現在で、約2,500ヶ所)。また、経営指導員用のマニュアル「支援機関取り次ぎ先一覧」及び「知財の手引き書」が作成され、全国の商工会・商工会議所に配付された。

(2) 支援制度の拡充

特許料等の減免措置

2004年4月、特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金(SBIR補助金)対象事業又は中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業が追加され、2006年6月には「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が料金軽減制度の対象となった。また、2006年8月には、別の減免の類型である「資力に乏しい法人」の要件のうち、「設立10年以内」が撤廃された。

さらに、「資本の額又は出資の総額が3億円以下」を確認する書類について、従来の「定款又は法人の登録事項証明書」に加え、「前事業年度の貸借対照表」の提出によっても対応可能とすることとした。

減免制度の利用実績は、2004年度は5,014件、2005年度は6,366件、2006年度は8,293件であり、大幅に利用が拡大した。

先行技術調査の支援

2004年6月から、中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度が導入された。パンフレットの作成・配布、各種セミナーや説明会において制度のPRを行っており、利用実績は2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,088件であ

り、大幅に利用が拡大した。

中小・ベンチャー企業支援機能の追加

中小・ベンチャー企業が、早期審査制度や料金減免制度などの諸制度を有効に活用することができるよう、これらの制度に関するガイダンス機能を組み込んだ出願ソフトが2006年12月に公表された。

(3) 知的財産権に関する行動指針の策定

日本経済団体連合会により、他社の知財権を尊重することをうたった「知的財産権に関する行動指針」が2005年7月に策定された。

(4) 「知的財産、企業秘密保持への指針」の策定

2004年3月、中小・ベンチャー企業向けに他者と取引・連携を行う際のノウハウ等の管理方法を示した「知的財産、企業秘密保持への指針」が策定された。2006年11月、同指針が改定され、大学への不実施補償や海外の企業や大学と取引・連携する際の対応方法が追加された。

(5) 関連法の制定

2005年4月、中小企業が有する知財を適切に保護するために必要な施策を総合的に推進するよう努める旨の規定を盛り込んだ「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」が施行された。

2006年4月、高度化ものづくり基盤技術を持つ中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が成立した。

< 知的財産を活用した地域振興 >

(1) 地域知的財産戦略本部

地域の中小企業が知財を戦略的に活用することを支援するため、2005年度から、地域経済産業局ごとに全国9ブロックで、地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」が整備され、地域の産業や大学の特性などをいかした独自の「地域知的財産戦略推進計画」が策定された。

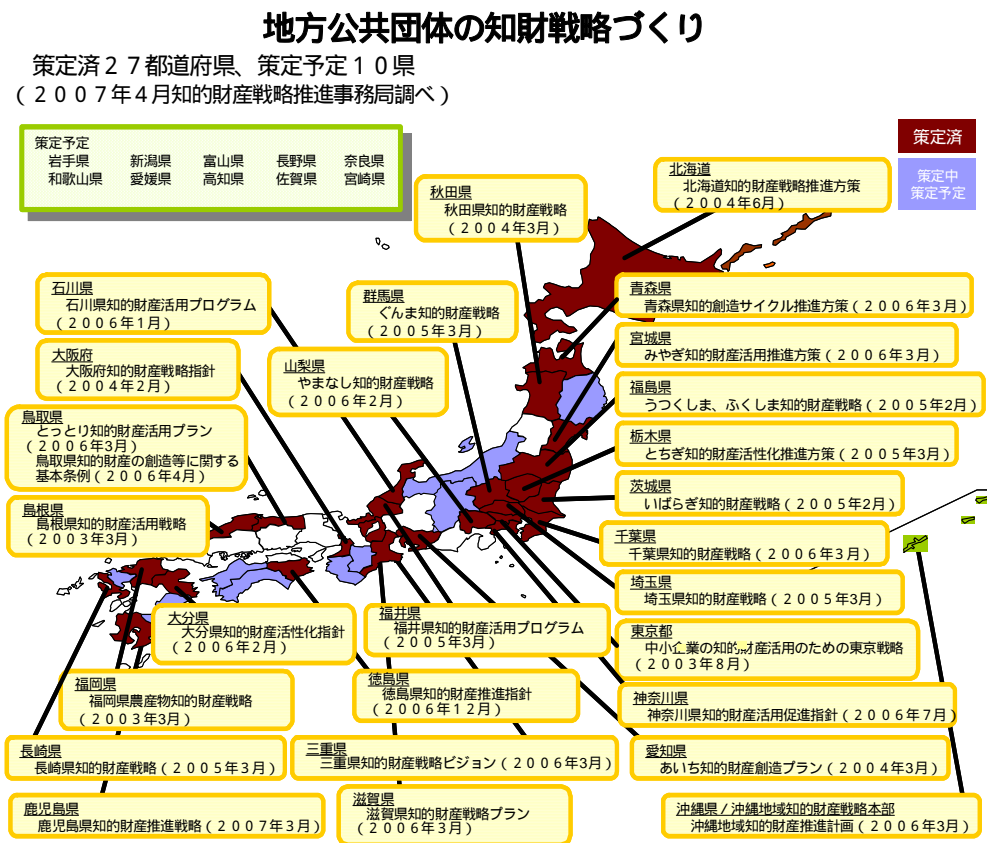
「地域知的財産戦略本部」の実質的な活動レベルを高めるため、2007～2009年度を普及・発展期（第2段階）と位置付け、各地域の特性に応じ具体的な活動・成果目標を設けた行動計画が策定された。

（2）地方公共団体の知的財産戦略

2003年以降の政府レベルの動きと併せて、地方公共団体においても、地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展している。2007年4月時点で、27都道府県が知財戦略を策定し、10県が策定中又は策定を予定している。

鳥取県は2006年4月、全国に先駆けて知財の創造等に関する基本条例を施行した。

大阪市や横浜市、宇都宮市、宇部市など都道府県以外の地方公共団体においても、知財戦略の策定や特許取得のための助成制度創設などの動きが広がっている。



（3）知的クラスター創成事業、産業クラスター計画

文部科学省の知的クラスター創成事業が、2007年3月時点で全国の18地域で実施されている。また、経済産業省の産業クラスター計画に基づき、2007年

3月末までに、全国で17のプロジェクトが実施されている。なお、文部科学省、経済産業省、地方公共団体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」が地域ごとに設置され、知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携が図られている。

(4) 地域資源の活用支援

2007年4月、地域の中小企業や組合が地域の強みとなりうる地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化を進める取組を総合的に支援する「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が成立した。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

< 世界最先端のコンテンツ大国の実現 >

(1) コンテンツ市場の規模

日本のコンテンツビジネスの市場規模は、2005年で約13.7兆円と2004年の約13.1兆円に比べて増加している。しかしながら、対GDP比で国際比較すると、日本は2.66%と、米国の4.41%、世界平均の3.00%に及んでいない。

コンテンツビジネスの国際比較(2005年)

	コンテンツ市場	GDP	コンテンツ/GDP
日本	0.12兆ドル	4.51兆ドル	2.66%
米国	0.55兆ドル	12.46兆ドル	4.41%
世界	1.33兆ドル	44.38兆ドル	3.00%

出所：PricewaterhouseCoopers, "Global Entertainment and Media Outlook:2006-2010", 世界銀行ホームページ、IMF "International Financial Statistics", Apr. 2006

(2) デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備

通信・放送の融合時代に向けた取組

審議会等における検討

2005年7月、総務省情報通信審議会において、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けての行政の果たすべき役割(第2次中間答申)」が取りまとめられ、地上デジタル放送の伝送方式として、IPマルチキャスト方式による再送信を活用すべきことが提言された。

また、2006年6月、総務大臣の懇談会である「通信・放送の在り方に関する懇談会」が通信と放送で二分されている法体系を見直すべき等とする最終報告を取りまとめた。

放送番組のインターネット利用の促進

2006年10月、日本芸能実演団体協議会・CPR Aにおいて、IPマルチキャスト放送による同時再送信を含め、放送番組をインターネットで利用する際に使用されたレコードと映像に関する実演家の権利について一任型の集中管理を開始した。

同様に、日本レコード協会においても、レコードを録音した放送番組をイン

ターネットで利用する際の送信可能化権について一任型の集中管理を開始した。

) 著作権法の改正

2006年12月、IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」について、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとする改正著作権法が成立し、2007年1月から施行された。

業界の近代化・合理化

) 放送番組の制作委託契約に関する自主基準の公表

2004年3月、契約による著作権の扱いを公正な協議により取り決めるなどの内容を盛り込んだ「放送番組の制作委託に係る契約見本」が作成された。

2005年3月には、当該契約見本に対応した放送事業者による制作委託取引に関する自主基準が公表された。

) 法律専門家の活用

2004年4月、法律家と事業者や創作者との交流活動等のため、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが設立され、2005年11月にNPO法人として認証された。2007年3月末時点で610名(うち弁護士374名)が本団体の会員となっている。

) 下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査

2004年4月に改正下請代金支払遅延等防止法が施行され、新たに追加されたコンテンツ等の情報成果物作成分野の下請取引について、公正取引委員会及び中小企業庁により、親事業者及び下請事業者を対象とした書面調査が実施された。公正取引委員会において2004年度は488件の警告、2005年度は2件の勧告及び919件の警告、2006年度は362件の警告が行われた。

) 独占禁止法役務ガイドラインの改定

2004年3月、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(役務ガイドライン)」が改定され、取引上優越した地位にある委託者が、コンテンツに係る権利の譲渡を事実上強制した場合や一方的に受託者によるコンテンツの二次利用を制限した場合などには、独占禁止法上問題となることが明確化された。

）映像コンテンツに関する契約ルールづくり

2006年10月、日本経済団体連合会の下に、実演家、放送事業者、映画製作者、番組製作会社を代表する団体・機関の首脳等で構成された「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」が設置された。同委員会のワーキンググループの検討を経て、2007年2月には、放送番組における出演契約ガイドラインとマルチユース促進に向けた課題に言及した報告書「映像コンテンツ大国の実現に向けて」が取りまとめられた。

利用とのバランスに留意した著作物の保護

2004年1月、改正著作権法が施行され、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するなどの保護強化、訴訟における権利者負担の軽減等が行われた。2005年1月には、書籍・雑誌への貸与権の付与が行われた。

著作物の裁定制度

2005年3月、裁定申請に必要な手続、申請様式例等を説明した「著作物利用の裁定申請の手引き」が公表された。また、申請者の経済的負担を軽減する観点から手続の見直しが行われ、不明な著作者を探す場合の一般への協力要請について、ホームページへの広告掲載でも可能となった。

青少年の健全育成に向けた自主的な取組

コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が発売前の家庭用ゲームソフトを審査し、対象年齢を表示する「年齢別レーティング制度」について、対象年齢「18歳以上のみ対象」の区分が設けられた。これに従い2006年5月から該当するソフトについて18歳未満への販売が禁止されるとともに、区分陳列することとされた。

（3）海外展開の促進

東京国際映画祭の強化

アジア最大の映画の祭典である「東京国際映画祭」が2004年に抜本的に強化され、主要会場として従来の渋谷に六本木を加えるとともに、映画国際取引市場などマーケット機能が付与されたほか、ゲーム・コミックフェア等も同時開催された。2005年には、イベント会場に秋葉原が加わり、イベント性も強化された。その

結果、総入場者数は、2003年の13.1万人、2004年の18.1万人、2005年の27.3万人、2006年の30万人と年々増加している。

音楽レコードの還流防止措置等

2005年1月、改正著作権法が施行され、アジア諸国など物価水準の異なる国において許諾を受けて生産された商業用レコードが我が国に還流してくることを防止する措置（還流防止措置）が導入された。還流防止措置の成果として、2006年の1年間で551タイトルがアジア諸国にライセンスされた。なお、2006年に日本で発売された音楽レコードは約1万タイトルである。

日仏映画協力覚書の調印

2005年4月、日本映像の国際展開の中心的団体として、日本映像国際振興協会（ユニジャパン）が設立された。ユニジャパンは、日本映画の海外映画祭への出展等を支援してきた日本映画海外普及協会と東京国際映画祭の開催によって日本映画を海外に発信してきた東京国際映像文化振興会が統合したものである。ユニジャパンは、2005年5月の第58回カンヌ国際映画祭において、フランス国立映画センター（CNC）と、日仏両国の映画産業が配給や資金調達などで連携する「日仏映画協力覚書」を調印した。

アジアとの連携強化

2005年10月及び2006年5月に、アジア地域におけるコンテンツ産業の連携強化を図り、アジア全体での発展を目指すことを目的として、アジア各国のコンテンツ産業担当大臣及び専門家を集めた「アジアコンテンツ産業セミナー」が開催された。また、2006年3月、日本と中国がアニメ・映画ビジネスにおいて協力関係を築くことを目的として、日中政府間会合を含めた「日中アニメ・映画産業発展フォーラム」が開催された。

東京アニメセンターの設立

2006年3月、日本動画協会と45のアニメ制作会社によって、東京・秋葉原に日本初のアニメ情報発信基地「東京アニメセンター」が設立された。同センターは、人気作品の上映やグッズ販売などにより国内外に情報を発信するほか、音声収録スタジオを利用した体験アフレコなど普及・啓発にも取り組んでいる。

ゲーム産業戦略の策定

2006年4月から、経済産業省を中心に産学官の有識者が集まり、我が国のコンテンツ産業の中で最大の輸出産業であるゲーム産業について、国際競争力強化のための戦略の検討が行われ、2006年8月、5年先を視野に入れたゲーム産業の未来像とその実現に向けた戦略である「ゲーム産業戦略」が取りまとめられた。

コンテンツ・ポータルサイトの創設

2006年8月、日本の映画やテレビ番組、アニメ、ゲーム、音楽、書籍、写真などのコンテンツに関する基本情報が検索できる「コンテンツ・ポータルサイト」の創設に向け、コンテンツ・ポータルサイト運営協議会が設立された。

京都国際マンガミュージアムの設立

2006年11月、京都精華大学と京都市によって、マンガの収集、保管、展示及びマンガ文化に関する調査研究等を行う「京都国際マンガミュージアム」が設立された。同ミュージアムには、明治時代の雑誌や戦後の貸本から現在の人気作品に至るまで約20万点のマンガ資料が保存されているほか、マンガに関するワークショップやセミナーなども開催されている。

(4) コンテンツ人材の育成

人材育成の進展

大学におけるコンテンツ分野の人材育成については、大学設置に関する抑制方針の撤廃、専門職大学院制度の創設、学部等の改組に関する届出制の導入等の大幅な制度改正(2003年度)を背景として、各大学の自主的な取組が進んでいる。

2004年度には、例えば、東京電機大学、神奈川工科大学、中京大学、梅花女子大学、倉敷芸術科学大学、広島国際学院大学等において人材育成が開始された。また、構造改革特区制度の下では、専門職大学院としてデジタルハリウッド大学院大学が設置された。さらに、2004年度に文部科学省の科学技術振興調整費の「新興分野人材養成」プログラムにおいて、東京大学のコンテンツ人材養成に関する課題が採択された。慶應義塾大学においても、「戦略的研究拠点育成」プログラムで設置した「デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構」において、デジタルコンテンツの人材育成に取り組んでいる。

2005年度には、例えば、東京藝術大学、城西国際大学、東京工科大学、静岡産業大学、名古屋芸術大学、名古屋文理大学、宝塚造形芸術大学等において人材育成が開始され、また、「新興分野人材養成」プログラムにおいて九州大学の課題が採択された。

2006年度には、例えば、映画専門大学院大学、京都精華大学、関西大学等において人材育成が開始、充実され、また、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」において早稲田大学のコンテンツ人材養成に関する課題が採択された。

2007年度には、例えば、福山大学、立命館大学等において人材育成が開始、充実された。

映像産業振興機構（V I P O）の設立

2004年12月、映像コンテンツ産業に係るクリエイター、プロデューサー等の人材育成、作品制作支援、起業支援、内外の市場開拓などを目的とした民間機関である映像産業振興機構（V I P O）が設立され、2005年5月にNPO法人として認証された。同機構は、2005年度にはプロデューサー的視野を持ったクリエイターを育成する「職能別インターンシップ事業」を、2006年度にはプロデューサーに密着して業務を学ぶことを通じ若手プロデューサーを育成する「プロデューサーかばん持ち事業」を実施した。

（5）コンテンツに関する研究開発の推進

2004年度から、科学技術振興調整費の研究対象課題として、「デジタルコンテンツ創造等のための研究開発」が設定され、同年5月に東京大学を中心とした「デジタルシネマの標準技術に関する研究」が採択された。

（6）コンテンツの制作と投資の促進

資金調達手段の多様化

）商品ファンド法に基づく資金調達の活発化

2004年3月、ファンド組成に係る人的構成要件が緩和され、商品ファンド法の許可を受けて銀行や事業会社から資金を集め複数の映画制作費に充てる35億円のファンドが組成されたり、個人投資家から一口10万円で映画制作費10億円を集める取組などが進められている。

）信託業法に基づく資金調達の活発化

2004年12月に施行された改正信託業法により、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産になるとともに、金融機関以外の株式会社でも信託業を営むことができるようになった。これを受けて、2005年7月から、金融機関以外の事業者によって劇場用映画の著作権に信託を設定し、信託受益権を機関投資家に販売する資金調達方式が活用されている。

）日本政策投資銀行等の取組

2004年度に、日本政策投資銀行において、コンテンツ等の知財権を流動化する手法を用いた資金調達制度(知的財産有効活用支援事業)が創設された。

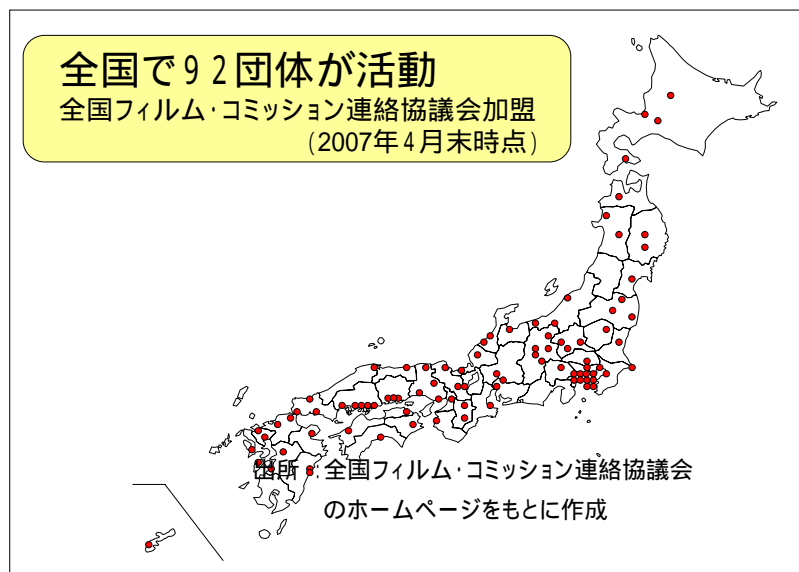
また、2004年5月、知的財産投資協議会により、コンテンツやエンターテインメント事業を対象とした公募型ファンドについて、投資家が会計処理や事業内容などの様々なリスク情報を把握できるようにするためのディスクロージャーガイドラインが作成された。

）金融商品取引法の成立

2006年6月、金融商品、サービスを横断的に規制する金融商品取引法が成立し、任意組合、匿名組合といった集団投資スキームにおける組合型ファンドの定義が明確化されるなど、コンテンツ制作に対する投資を促進する環境が作られた。

フィルムコミッションの活動の活発化

フィルムコミッションが全国で設立され、ロケーション活動の円滑な進行を行い、地域の振興に寄与している。全国フィルム・コミッション連絡協議会は、地域におけるフィルムコミッション設立のための支援等を行っており、2007年4月末時点で、92のフィルムコミッションが加盟している。



(7) コンテンツ促進法の的確な運用

2004年6月(一部の規定は9月)に、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、その基本理念を共有し、一体となって、関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」(コンテンツ促進法)が施行された。同法に規定されている「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、2004年度には人材育成支援事業テキスト、海外展開モデル事業関連パンフレット等に12件、2005年にはキャンペーンキャラクター等に146件利用されている。

(8) ロードマップの策定と実施

2004年4月にコンテンツ専門調査会が取りまとめた「コンテンツビジネス振興政策」に基づき、2004年度から2006年度までの3年間で「コンテンツビジネスの集中改革期間」とする「コンテンツビジネス改革のロードマップ」が作られ、官民挙げたコンテンツビジネス改革の取組を進められた。2007年3月には、集中改革期間の取組を記載した「コンテンツビジネス改革に関する民間・関係各府省の取組について」が取りまとめられた。

<ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進>

(1) 豊かな食文化の醸成

民間における食文化研究活動

2005年4月に、民間の食文化関係者からなる「食文化研究推進懇談会」が設置され、同年7月に「日本食文化の推進」が提言された。同提言では、食文化研究の推進や食の安全・安心キャラバンの世界への派遣などを含む行動宣言が盛り込まれた。また、同懇談会のメンバーを中心として、2006年2月に食文化フォーラムが開催された。

海外に対する日本食文化の発信

在外公館文化事業や2006年10月に開始された「WASHOKU - Try Japan's Good Food 事業」により、政財界要人や現地有識者等を招聘した日本食デモンストラーション、試食会、日本料理教室等が実施された。

2005年以降、海外の高級百貨店等の常設店舗において、日本食材の食べ方や

文化的背景を普及するための一般消費者向けの料理講習会が開催されている。

2006年12月、日本食・日本食材を紹介するパンフレットとして「The Delight of Japanese Food」(英語版、フランス語版、中国語版(簡体字、繁体字))が作成され、在外公館、農産物フェア等で配布された。

2006年11月、海外における日本食レストランの推奨の取組を検討するため、「海外日本食レストラン推奨有識者会議」が設置され、2007年3月には提言として「日本食レストラン推奨計画」が取りまとめられた。

また、2007年1月には日仏の有識者からなる「日本食レストラン価値向上委員会」によって推奨レストランガイドが公表された。

2007年2月、国際交流基金が実施する文化芸術事業の一環として、韓国において食文化紹介イベントである「料理と漫画で本格的日韓食文化に親しむ」が分野横断的な取組として開催された。

日本食文化の振興に対する顕彰

卓越した技能者として2005年度は5名、2006年度は5名の優れた日本料理人が表彰された。

2006年5月、海外に在住し日本食や日本産の農林水産物の海外での紹介、普及などに多大に貢献してきた者3名が表彰された。

海外料理人に対する日本食文化研修の実施

2005年10月及び2006年11月、日本料理アカデミーの主催により、フランスの若手料理人等を招き、茶会席や生け花等の日本の食文化の体験をも含めた老舗料理店における日本料理研修が行われた。

2002年以降、国際交流基金により日本食の専門家が海外の日本文化会館、日本文化センター等に派遣され、日本食デモンストレーション等が行われている。

食育の推進

2005年6月に成立した食育基本法に基づき、食育推進会議において2006年3月に「食育推進基本計画」が決定された。同計画には、食文化の継承を推進するため、学校給食での郷土料理等の積極的な導入や知財立国への取組との連携等が盛り込まれた。同計画に基づき、2006年6月には第1回食育推進全国大会が開催されるなど様々な広報媒体や機会を通じた普及・啓発活動が行われている。

2006年11月には食育の推進に関する報告書である「食育白書」が公表された。

食を担う多様な人材の育成

食に関する人材育成については、例えば、2005年度には宮城大学に食産業学部が設置され、2006年度には女子栄養大学に食文化栄養学科が設置された。

(2) 多様で信頼できる地域ブランドの確立

地域ブランドの創造

2007年5月時点で、44都道府県が地域ブランド認証制度を設け、44都道府県が地域ブランド育成事業を行っている。

地域ブランドの保護

改正商標法により2006年4月から導入されている地域団体商標制度を活用し、2007年4月末現在で192件が登録査定されている。

2005年から2007年にかけて、地域ブランドフォーラムが49回開催され、地域ブランドの成功事例の紹介・分析及び地域団体商標制度等の紹介が行われた。

また、民間が整備した「地域食品ブランド表示基準認証制度(本場の本物)」に基づいて、2007年4月末時点で9品目の地域食品ブランド表示基準が認定されている。

外食産業における原産地等の表示

2005年7月、外食事業者が自主的にメニューに使用されている原材料の原産地表示を行うためのガイドラインが定められた。

(3) 日本のファッションの世界ブランドとしての確立

「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催

東京コレクションの時期と会場を集約し、発信力を強化した「東京発 日本ファッション・ウィーク」が2005年10月に始まり、2007年4月末までに4回開催された。

「クリエイション・ビジネスフォーラム」の開催

技術力のある中小の繊維製造事業者と優れたデザイナーが組み、流通力のある小売・アパレル企業に販売する展示会である「クリエイション・ビジネスフォーラム」が2005年5月に始まり、2007年4月末までに5回開催された。

ファッション人材の育成

ファッション人材の育成については、2005年度から金沢美術工芸大学大学院、神戸ファッション造形大学等で人材育成が開始され、2006年度には文化ファッション大学院大学が開設された。

また、繊維ファッション産学協議会が主体となり、業界を挙げてクリエイターの育成を進めるための「産学ビジョン」が2006年7月に公表されるとともに、世界のファッションビジネスの現状等に関するシンポジウムが開催された。さらに、2006年10月には、中小企業基盤整備機構及びファッション産業人材育成機構が主体となり、「日本のモノづくり日本のファッション創り講座」が開催された。

(4) 日本の魅力の海外発信

文化外交の推進

2005年7月、「文化外交の推進に関する懇談会」において、文化外交を推進するための行動指針と具体的な取組が提言された。同提言では、日本語の普及とポップカルチャーを含む現代文化の発信等を通じ、世界における日本のアニメ世代の育成を積極的に図ることなどが盛り込まれた。同年12月には、国際文化外交推進会議を改組し、同提言のフォローアップを図ることとなった。

2003年以降、海外での日本文化に対する理解を深めるため、文化に携わる芸術家・文化人等が「文化交流使」として海外に派遣されている。

海外交流審議会

2006年3月、海外交流審議会において、日本の発信力強化のための施策と体制について審議が開始され、同年11月、ポップカルチャーの文化外交における活用に関する提言がまとめられた。

観光と連携した取組

ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、2005年以降3回にわたり、

「魅力ある日本のおみやげコンテスト」が開催された。外国人観光客にとって品質やデザイン等の観点から特に魅力的なおみやげを選定し、受賞した商品については国際空港において展示、販売された。

2007年2月、外国人観光客向けに原宿のストリートファッションを紹介するウォーキングツアーが実施された。

外国人旅行者等に安全で高品質な日本産農産物を積極的にアピールすることを目的として、2006年6月、成田国際空港に国産農産物販売店舗が開設された。

日本ブランドの確立

日本の伝統文化に見い出されるデザイン・機能・コンテンツなどを現代生活に合わせて再提言し、新しい日本ブランドを確立するため、2006年9月に「新日本様式100選」が選定された。

第5章 人材の育成と国民意識の向上

(1) 知的財産人材育成総合戦略の決定

2006年1月、知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会において、知財人材育成に係る我が国の今後10年間の方針を定めた「知的財産人材育成総合戦略」が決定された。

(2) 知的財産人材育成推進協議会の設置

「知的財産人材育成総合戦略」に基づく人材育成を我が国全体として総合的かつ効率的に実施するため、2006年3月、民間の研修機関等の代表者をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」が設置された。同年5月及び2007年5月には、同協議会により「知的財産人材育成に関する提言」が取りまとめられた。

(3) 弁理士

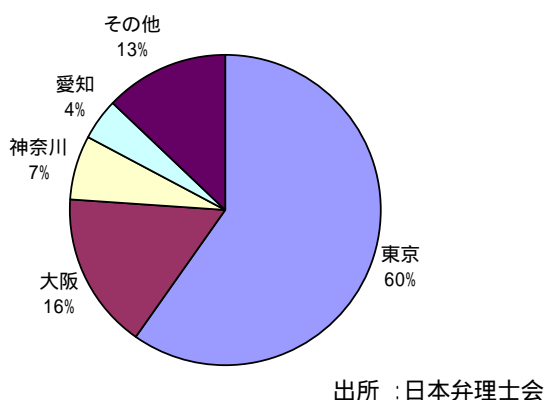
現状

我が国の弁理士試験合格者数は近年増加しており、2006年の合格者数は635名である(1990年は101名、2000年は255名)。この結果、弁理士数は、7,186名(2007年3月末時点)となっている。

特定侵害訴訟における弁護士との共同受任が可能となったいわゆる付記弁理士制度については、1,736名(2007年3月末時点)の弁理士が付記登録している。

弁理士の地域分布(主たる事務所の弁理士人数)については、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県の4都府県で約87%を占めている。

弁理士登録人数分布(2007年3月末時点)



日本弁理士会では、基礎的実務の習得、新人研修、特定侵害訴訟代理業務試験に向けた能力担保研修等の研修を行い、弁理士の質の向上を図っている。研修には、従来の集合研修に加え、eラーニングの導入を図っている。

(4) 知的財産に強い弁護士

現状

我が国の司法試験合格者数は近年増加しており、現在約2.5万人の法曹人口は、2018年頃までには約5万人に倍増することが見込まれている。なお、弁理士登録をしている弁護士は372人(2007年3月末時点)である。

2005年4月、全国各地で知財関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして「弁護士知財ネット」が発足し、約1,000名の弁護士が参加している。

2003年に開始した日本弁護士連合会による知財法に係る研修会にはこれまでに約5,700名の弁護士が参加した。個別の単位会においても、知財法実務研究会等が行われている。

新司法試験における知的財産法の受験状況

2006年度から知財法を選択科目とする新司法試験が開始された。新司法試験の受験者2,091人のうち知財法を選択した受験者は354人であり、選択科目中労働法、倒産法に次いで第3位の受験者数であった。新司法試験の合格者は1,009名であり、このうち知財法の受験者は159名であった。

(5) 経営者等への研修・啓発

経営者・経営幹部

大学等において、経営者・経営幹部向けの知財研修が行われている。例えば、東京大学先端科学技術センターでは、2004年度から、企業の経営者・経営幹部のための知財マネジメント講座が開催されている。

企業経営者と大学学長が一堂に会し、産学連携に関する理解を深める場として、産学官連携サミットが2001年から毎年開催されている。

サーチャーの育成

工業所有権情報・研修館において調査業務実施者育成研修が2004年度に2回、2005年度に3回、2006年度に4回開催され、合計で557名が受講した。

(6) 大学における取組

法科大学院

i) 知的財産法の講義

新司法試験制度における法曹人材養成機関としての法科大学院については、74校すべての法科大学院において、知財法関連の授業科目が開設されている。また、2007年3月末において夜間授業を行っている大学は9校である。

ii) 理系及び芸術系の入学者

2004年4月から2007年4月までの法科大学院入学者数とその内訳は、次のとおりである。

	2004年4月入学		2005年4月入学		2006年4月入学		2007年4月入学	
法科大学院入学者数	5,767人		5,544人		5,784人		5,713人	
うち社会人	2,792人	48.4%	2,091人	37.7%	1,925人	33.3%	1,834人	32.1%
理系出身者	486人	8.4%	432人	7.8%	326人	5.6%	273人	4.8%
芸術系その他	233人	4.0%	178人	3.2%	170人	2.9%	156人	2.7%

出所：文部科学省

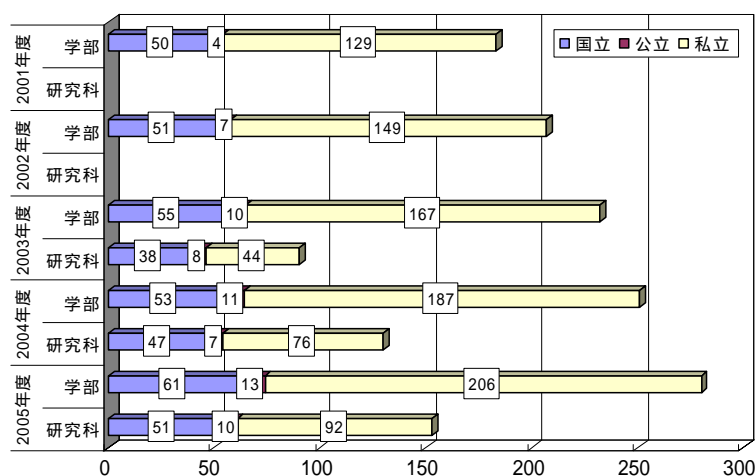
知的財産専門職大学院

2005年4月、知財の名を冠する専門職大学院として、東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻[入学定員80名]、大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻[入学定員30名]が開設された。

大学

知財に関する授業科目を開設している大学は、2005年度は学部レベルで280校、研究科レベルで153校である。

知財権に関する授業科目を開設している大学(2001年～2005年度)



出所：文部科学省

技術経営（MOT）コース

2005年11月時点で、42機関において約1,670人のMOTディグリープログラムが、33機関において約2,440人のMOTノンディグリープログラムが設置されている。

（7）大学等への支援事業

科学技術振興調整費「新興分野人材養成」

2002年度から、東京大学、東京工業大学、2003年度から、東北大学、政策研究大学院大学、京都大学、2004年度から、東京医科歯科大学、早稲田大学において、知財について専門的知識を有する人材を戦略的に養成するための教育プログラムが実施されている。

21世紀COEプログラム

2003年度から、北海道大学において新世代の知財法政策学の国際的な教育研究拠点を形成するための取組が行われている。

現代的教育ニーズ取組支援プログラム

2004年度から、公募テーマの一つとして「知的財産関連教育の推進」が設定され、2004年度には、群馬大学、三重大学、東京工業大学、岐阜女子大学、帝塚山大学、2005年度には、岩手大学、京都教育大学、大阪教育大学、山口大学、札幌医科大学、フェリス女学院大学、2006年度には奈良女子大学、立教大学、早稲田大学、宮城工業高等専門学校、富山工業高等専門学校の知財関連教育の教育プログラムが選定されている。

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム等

2004年度から、日本大学、東海大学、専修大学、中央大学、鹿児島大学の法科大学院において、2006年度から、大阪工業大学の知的財産専門職大学院において、知財に関する高度専門職業人養成の推進を図る教育プログラムが行われている。

知的財産教育研究事業

2005年度と2006年度において、三重大学、山口大学、大阪工業大学にお

いて、知財教育の具体的実践手法の開発研究が行われた。

(8) 研修機関における取組

様々な機関で、知財に係る研修や教育が行われている。

例えば、工業所有権情報・研修館では、特許庁職員に加え、弁理士、企業の知財部員、行政機関の知財人材等に対する研修が行われている。弁理士と企業の知財部員による討論研修やeラーニングによる学習機会が提供されている。

日本知的財産協会では、研修事業として、定例コース（基礎、専門、総合、海外の4コース）と知財改革リーダー育成のための特別コース及び臨時コースが開催されている。

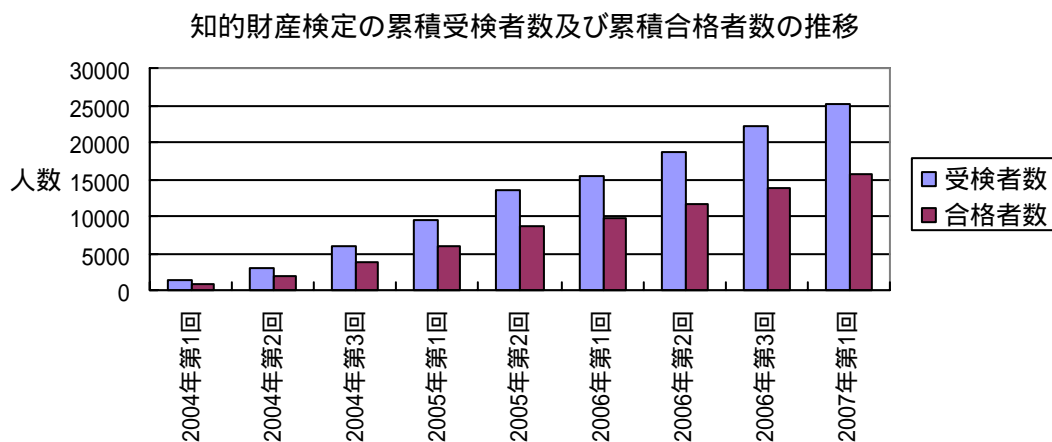
発明協会では、知財権の専門知識を企業戦略に結び付けるスペシャリスト育成を目的とした半年にわたる研修、知財の制度・運用や手続などを説明する実務者向け研修が行われている。

(9) 知財人材スキル標準

2007年2月、経済産業省において、主に企業の知財に関わる人材に求められるスキルを明確化した「知財人材スキル標準」が策定された。

(10) 民間検定

2004年3月、民間検定として知的財産検定が開始された。2007年3月末までに9回の試験が行われ、約2.5万人が受検した。合格者数は、1級（準1級含む。）は1,079名、2級（準2級含む。）は14,679名である。



また、2004年12月、民間検定として知的財産翻訳検定が開始され、2006年10月までに3回の試験が行われ、300人以上が受検した。合格者数は、1級が21名、2級が52名、3級が83名である。

(11) 裾野人材

2004年6月、改正消費者基本法が施行され、知財権の適正な保護への配慮が規定された。また、同法に基づき策定された消費者基本計画に基づき、知財権への配慮を含む消費者教育体系化の枠組みが取りまとめられ、2006年3月に国民生活審議会消費者政策部会に報告された。

2006年度に専門高校・高等教育機関に対して約22万部の産業財産権標準テキストが、また、2006年度に初等・中等教育機関に対して約31万部の産業財産権副読本が提供された。2006年度に全国の中学3年生に対して、約126万部の著作権読本が配布された。

(12) 民間機関における若年層に対する創造性をはぐくむ教育

民間機関において、発明教室や工作教室等の若年層に対する創造性をはぐくむ教育が行われている。例えば発明協会では、青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱をはぐくみ、創造力豊かな人間形成を図ることを目的として少年少女発明クラブ事業を行っており、2007年3月末において、全国47都道府県に202のクラブが設置され、9,000人以上のクラブ員が所属している。

第6章 これまでに成立した知的財産関連法等一覧

2002年の知的財産基本法の制定以来2006年末までの間に成立した知財関連法は30本に及ぶ。また、2007年の第166回国会で成立した知財関連法は5本、提出済みの法案は2本になる。

2002～2006年の間に成立した知財関連法（30本）

（2002年）

知的財産基本法

（2003年）

関税定率法等の一部を改正する法律

不正競争防止法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律

民事訴訟法等の一部を改正する法律

（2004年）

関税定率法等の一部を改正する法律

消費者保護基本法の一部を改正する法律

破産法

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

知的財産高等裁判所設置法

裁判所法等の一部を改正する法律

信託業法

（2005年）

関税定率法等の一部を改正する法律

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律

商標法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律

食育基本法

不正競争防止法等の一部を改正する法律

(2 0 0 6 年)

関税定率法等の一部を改正する法律

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

意匠法等の一部を改正する法律

証券取引法等の一部を改正する法律(金融商品取引法)

信託法

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

第 1 6 6 回国会で成立した知財関連法(5 本)

(2 0 0 7 年)

関税定率法等の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

種苗法の一部を改正する法律

映画の盗撮の防止に関する法律

第 1 6 6 回国会に提出済みの知財関連法案(2 本)

(2 0 0 7 年)

弁理士法の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

第7章 施行の状況

- ・ 2003年3月から2007年3月までの間に、16回の知的財産戦略本部会合が開催され、4回の知的財産推進計画が取りまとめられた。
- ・ 知的財産戦略本部において、2004年12月に「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が、2006年12月に「国際標準総合戦略」がそれぞれ決定された。
- ・ 有識者本部員会合、4つの専門調査会、3つのワーキンググループが設けられ、延べ66回の会合が開催され、12の報告書が取りまとめられた。
- ・ 18回に及ぶパブリックコメントなどにより国民の意見を聴取するとともに、全国各地の279会場において、約4.1万人に対し説明及び意見交換をするなど、様々な媒体を通じ、知財戦略に基づく活動について国民に周知を図った。

